平成２２年（フ）第１７５号
北九州市小倉北区下富野４丁目４番３―307号
破産者　小松　亜弥
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２１号
北九州市小倉北区熊本３丁目13番34号
破産者　三好　常廣（旧姓藤原）
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５０号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番４―207号
破産者　髙瀬　映子
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７号
大分県杵築市大字大内5473番地１
破産者　山藤　俊吾
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
宮崎県日南市北郷町大藤乙833番地
破産者　河野眞理子
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
鹿児島県姶良市永池町６番地18　フレグランス清佐Ｂ201号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町永池町６番地18　フレグランス清佐Ｂ201号
破産者　野田まゆみ
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
沖縄県うるま市石川東恩納654番地　２Ｆ
破産者　永吉　盛智
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第２４号
東京都千代田区有楽町２丁目３番６号マスヤビルディング
更生会社　株式会社東千葉カントリー倶楽部
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の概要（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定更生担保権
確定した更生担保権は以下のとおりである。
債権者数　確定債権額　別表
４名　2,085,352,525円　別表７
第２　権利の変更及び弁済方法
別表７「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権は、同表記載のとおり、確定更生担保権の全額を一括弁済日に一括弁済する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法
第１　届出または確定した優先的更生債権
１　届出のある租税等の請求権
届出のある租税等の請求権は、次のとおりである。
件数　16件
届出債権額
1,383,889,947円及び額未定
内訳
本税等　671,090,967円
更生手続開始決定日の前日まで及び更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞税等
712,798,980円及び額未定
更生手続開始決定日から１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞税等　額未定
別表　別表８－１
２　確定した労働債権
確定した労働債権は、次のとおりである。
件数　３件
確定債権額　3,400,280円及び額未定
別表　別表８－２
第２　権利の変更及び弁済・納付方法
１　租税等の請求権（別表８－１「優先的更生債権弁済・納付計画表（公租公課）」）
⑴　更生手続開始決定日以後等の延滞税等の免除
別表８－１記載の租税等の請求権のうち、更生手続開始の決定の日から１年を経過する日までの間に生ずる延滞税等及び更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞税等は、第５章第６節第１に定める更生会社の解散の日の翌日（以下「免除日」という。）に、その全額につき免除を受ける。
⑵　更生手続開始決定日前及び開始決定日から１年経過日後の延滞税等の免除
更生手続開始の決定の日の前日まで及び更生手続開始の決定の日から１年経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞税等については、徴収権限を有する者の同意を得て、免除日に、その全額につき免除を受ける。
⑶　前記⑴及び⑵の免除後の租税等の請求権の全額を、一括弁済日に一括納付する。
２　労働債権（別表８－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」）
別表８－２記載の優先的更生債権は、確定優先的更生債権額のうち開始決定後の利息及び損害金について免除日に免除を受け、免除後の債権の全額を一括弁済日に一括弁済する。
第３節　ゴルフ会員債権者の債権を除く一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定更生債権
ゴルフ会員債権者の債権を除く確定した一般更生債権は以下のとおりである。
件数　49件
確定債権額
353,053,974円及び額未定
別表　別表９－３
第２　権利の変更
別表９－３「一般更生債権弁済計画表（ゴルフ会員債権者を除く）」記載の一般更生債権は、確定更生債権額のうち、利息及び損害金の全額並びにその余の債権額の78.5％について、免除日に免除を受ける。
第３　弁済方法
別表９－３「一般更生債権弁済計画表（ゴルフ会員債権者を除く）」記載の一般更生債権は、第２の免除後の債権の全額を、一括弁済日に一括弁済する。
第４節　一般更生債権のうちゴルフ会員債権者の債権の権利の変更及び弁済方法
第１　当然退会
別表９－１－１「一般更生債権弁済計画表（継続ゴルフ会員債権者）」及び別表９－１－３「一般更生債権弁済計画表（継続後退会ゴルフ会員債権者）」記載のゴルフ会員債権者は、会社分割期日において、本件ゴルフ倶楽部を当然に退会する。
第２　預託金債権の取扱い
１　確定更生債権
ゴルフ会員債権者の確定した一般更生債権は以下のとおりである。
なお、別表９－１－１ないし３及び別表９－２のゴルフ会員債権者の分類は次のとおりである。
「継続ゴルフ会員債権者」とは、平成22年２月26日現在、更生会社の会員たる資格を有するゴルフ会員債権者をいう。